

TSUTAYA と共働の「公民館ミニ図書館」事業の顛末

日名子 健二

筆者は2014年の段階では、図書館問題に殆ど関心がなかった。2021年夏、某人から福岡市で「公民館ミニ図書館」事業なるものの、あること、あったことを知る。危ういと感じ調査してみると、既に「TSUTAYA」は撤退済み(2019年度内か)であった。ますます怪しい事業と感じたのでさらに調査し以下のようにまとめてみた。

1. 事業の概要

- (1) TSUTAYA が中古本を、5年間で福岡市の全公民館(約150館弱)に1館当たり300冊を無償提供(但し、配送費は有料)。2014年度は20公民館に提供。以後の年度の公民館数は不明。しかし、少なくとも全公民館には未提供。
- (2) 開始時期 平成26(2014)年7月(記者発表 参考資料1)
終了時期 令和2(2020)年12月 内部文書(参考資料2)でこっそり終結宣言。
内部文書は情報公開請求し入手。
- (3) 福岡市は「公民館ミニ図書館事業」と称す。

下記写真は舞鶴公民館(開始後)の状況。本棚上の「まちのミニ図書館」ボードは福岡市作成



2. 事業発足時の評価

<事業をもちあげたもの>

○高島市長ユーチューブ（2014.8 贈呈式）

<https://www.youtube.com/watch?v=61Fxbqkueeg>

○中央区版市政だより（平成26年11月15日号）参考資料3

○福岡県 NPO・ボランティア総合情報誌 Conte（2014.3.31 発行）参考資料4

<https://www.nvc.pref.fukuoka.lg.jp/wetty/books/view/28>

「マエムキ社会貢献」と持ち上げ、

TSUTAYA を持ち上げたものは、まだまだ多数あり。

<事業の危うさを指摘したもの>

○平成26年度 第1回福岡市総合図書館運営審議会 議事録

http://toshokan.city.fukuoka.lg.jp/files/NewsDetail/NewsDetail_2434_file.pdf

○市議会議事録 参考資料5

「図書館法に基づかない図書館」と堂々弁明。

3. 何故福岡市が狙われたか？

T 市長が1期の3年目であり、何か成果を出さなければ、と焦っていたのであろう。この市長は文化教育に興味なく、ただ「金儲け」だけしか関心のない方です。現今、国にゴマをすり、〇〇特区として認定してもらい、規制をすり抜け活性化を図り、何とか市財政を潤沢にしたい、そんな若い危ない市長です。

福岡市も「社会貢献をしたい」という TSUTAYA の美しい言葉に騙されました。しかし周囲に「大丈夫か」と心配するような賢明な役人は居なかったのか…何とも寂しい限りです。さらに、福岡市が狙われたのには次の背景があります。

福岡市は新設する図書館分館の指定管理を検討していました。ちょうど東図書館（分館）が狙上に挙がっていた時期なので、TSUTAYA は東図書館の指定管理受注を目指していたと考えます。このため、福岡市へ巧妙な売名行為を仕掛けた。しかし、福岡市の指定管理が魅力なし、つまり TSUTAYA のコンセプトに合わない（言い換えると TSUTAYA として儲からない、宣伝にならない）と判断したので即「公民館ミニ図書館事業」から撤退したということです。

TSUTAYA がコケたら皆コケた、つまり TSUTAYA が手を引いたらこの事業は成り立ちません。…見え見えの常識なのに、掻き回された行政も市民も可哀そうです。このスキームを考えフォローした「テンジン大学」という怪しげな団体にも困ったものです。

4. 現在の状況

TSUTAYA からの配本はなくなった今日、公民館は従前（2014年以前）から利用していた福岡市総合図書館の団体貸出の更なる活用を目指す…つまり元に戻っただけです。

下記写真は舞鶴公民館（終了後）の状況。本棚上の「まちのミニ図書館」ボードを裏返し有効活用。



5. 課題と反省点

福岡市の場合、公民館は社会教育施設ではあるが、業務は市民局（公民館支援課）が補助執行。このため教育委員会、図書館ばかり注視しては、全体の把握が難しい。参考までに、美術館、博物館は経済観光文化局が補助執行。

市議会にて、参考資料5のごとく某議員が質問しているが、今回議会議事録を「公民館ミニ図書館」で検索して初めて気づいた。よくよく調べてみるとこの議員は、2014年3月から議会にて、「公民館ミニ図書館」事業を懸念し質問していた。こういう議員ともっと連携すべきだが、議事録は無記名なので、手段方法がない。

図書館側と連携し、早めにこういう事業を把握すべきだが、図書館側も知らない、知っているも他局の事業なので口を出さない、出せない……つまり、市民はそっちのけ、まさに縦割り行政の弊害です。

6. おわりに

本庁の公民館支援課長から各区の地域支援課長へ2020年末にこっそり撤退文書を発出。開始時は市長も登場し大々的に宣伝したのに、市民には何も周知せず撤退です（笑）。私の提案（指摘）で漸く、下記の通り「市民の声」（2021年11月16日）にて掲載周知。

市政への提案を拝見いたしました。

公民館のミニ図書館事業は平成26年度より福岡市とTSUTAYAの共働事業として実施しておりましたが、令和2年度より総合図書館の団体貸出圖書の活用により、圖書の充実を図っております。

※お問い合わせ先

部署：市民局コミュニティ推進部公民館支援課

課長：松枝 勉

つまり、公民館ミニ図書館事業＝総合図書館団体貸出事業と云うことになります。なお、事業名を継続したままなので、市長がTSUTAYA撤退を知っているか、知らされているか疑問です。

ただ、TSUTAYAが撤退したので、これはこれでよし。しかし、事業名は残すということなので、ひょっとしたら、市長もTSUTAYA撤退を知らないかもしれません。公民館支援課へ事業名を変えるよう要求しましたが、事業名は変更する計画なしのメールが下記のようにありました（2022.1.6）。

〇〇 〇〇様

メール拝見いたしました。

公民館ミニ図書館事業につきましては、現時点で事業名を変更する計画はございません。

今後とも市政へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

福岡市役所市民局コミュニティ推進部公民館支援課

「公民館ミニ図書館事業」という名前が残るので、公民館利用者や市民は公民館において
図書が置かれた空間を公民館”図書館”と誤解しかねません。図書の置かれた空間は公民館図
書室、図書コーナー、文庫等と称すべきなのですが…。また事業名も「公民館図書室活性
化事業」、「総合図書館団体貸出活性化事業」とすべきと考えます。

最後に、以上のような窮状を「図友連」の全国メールに発信し、支援を訴えたが、反応は
殆ど無かった。我々の発信の仕方が稚拙なのかもしれませんが、残念無念です。